

## 道路運送車両法

### 1. 案内情報

手続名 災害自動車に係る納付税額の確認

手続根拠 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第15条の5第1項

手続対象者 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第8条の規定による「災害自動車」の納税義務者

提出時期 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第15条の4第1項に規定する確認をした日から1月以内

提出方法 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第15条の5第2項各号の事項を記載した申請書と共に、必要書類（災害自動車確認書の写し等）を添付して、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する陸運支局又は自動車検査登録事務所若しくは軽自動車検査協会（以下「陸運支局等」という。）に提出することとなっています。

なお、詳細については、陸運支局等にご確認願います。

手数料 なし

添付書類・部数 災害自動車確認書の写し等。なお、詳細については、陸運支局等にご確認願います。

申請書様式 陸運支局等にご確認願います。

記載要領・記載例 陸運支局等にご確認願います。

### 2. 窓口案内

提出先 陸運支局等

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/html/car22.htm>

受付時間 陸運支局等にご確認願います。

相談窓口 陸運支局等

### 3. 手続情報

審査基準 陸運支局等にご確認願います。

標準処理機関 陸運支局等にご確認願います。

不服申立方法（行政不服審査法の規定による）